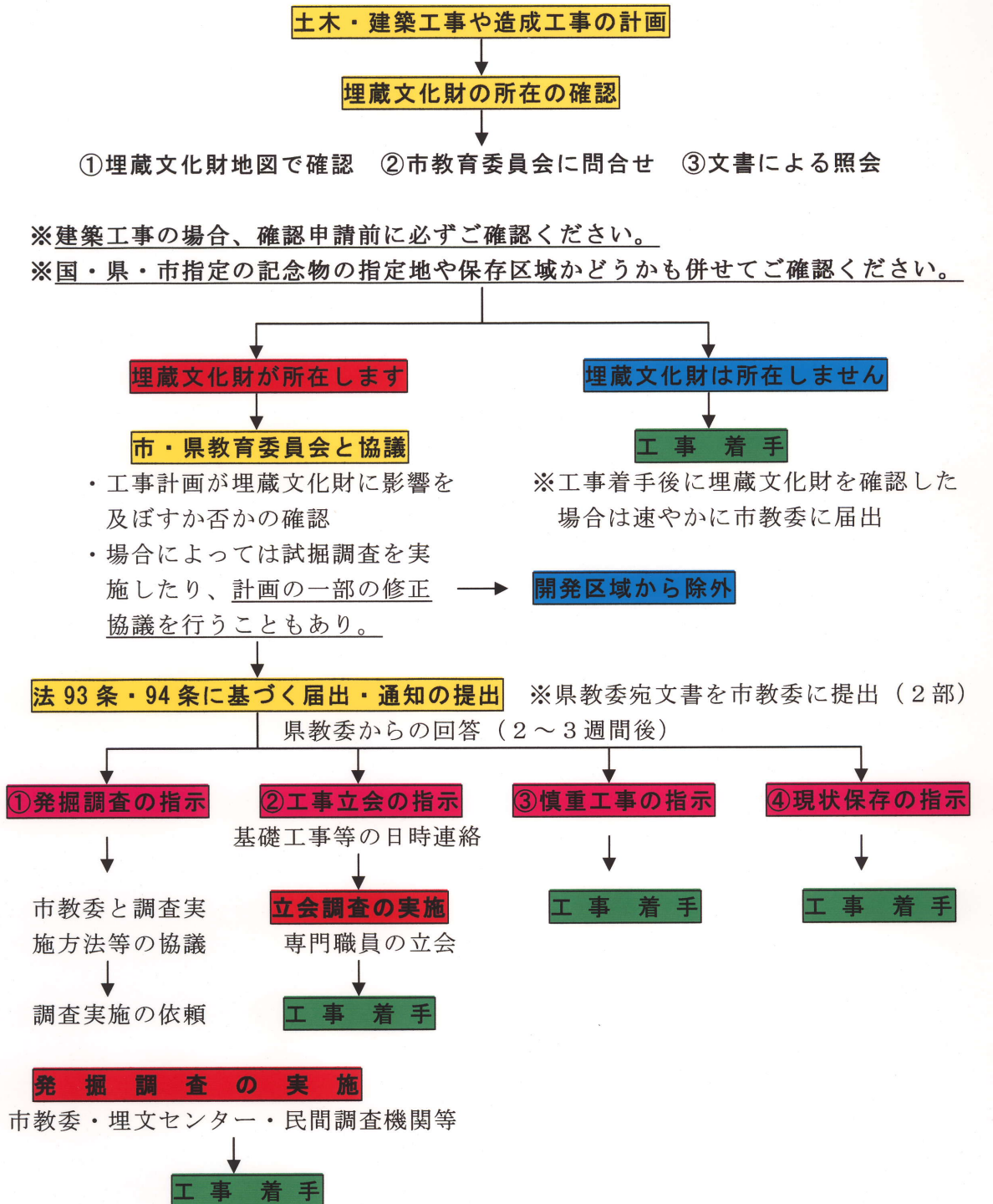


## 埋蔵文化財取扱い手続きのフローチャート



※個人住宅の建築工事等で、基礎工事の掘削が浅く地下の埋蔵文化財に影響がほとんどないと想定される場合は、②工事立会の指示となるケースが一般的です。

※①発掘調査の指示、発掘調査の実施となる場合は、調査期間の確保や費用負担など工事計画に大きく影響を及ぼすことがありますので、計画段階のなるべく早い時期に市教育委員会にご相談ください。